

	増加理由	異動届提出時の状況	添付書類
子ども 44	雇用保険受給終了	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の配偶者が健康保険の扶養に入っていない ・被保険者と申請対象者（扶養に入れる方）は別居している ・申請対象者（扶養に入れる方）は雇用保険受給終了後収入がない 	<p>●健康保険被扶養者認定申請書</p> <p>●被保険者の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄が明記された3か月以内に交付されたもの</p> <p>●申請対象者（扶養に入れる方）の世帯票（世帯全員分がまとめて記載されたもの）の住民票（本書）</p> <p>※世帯主名と続柄と申請対象者（扶養に入れる方）のマイナンバーが明記された3か月以内に交付されたもの（申請対象者（扶養に入れる方）以外のマイナンバーの記載は不要）</p> <p>※コンビニ交付サービスを利用する場合、住民票にマイナンバーの記載できない自治体がありますので、取得前にご確認ください。</p> <p>●戸籍謄本（本書）</p> <p>※3か月以内に交付されたもの</p> <p>●雇用保険受給資格者証（本書）〔前職が公務員以外〕または失業者退職手当受給資格者証（本書）〔前職が公務員〕</p> <p>※受給終了前に手続する場合は、受給資格者証（両面写）または失業者退職手当受給資格者証（両面写）を提出し、受給終了後に本書を提出</p> <p>●被保険者と配偶者の今後1年間の収入見込が確認できる書類（写）</p> <p>※前年と同額程度が見込まれる場合は前年の源泉徴収票</p> <p>前年から状況が変更となっている場合については、変更後1年間の収入見込が確認できる書類</p> <p>●申請対象者（扶養に入れる方）に送金していることが確認できる振り込み明細書等の証明書（写）直近実績6か月分</p> <p>※①誰から誰へ②いつ③いくら送金したかわかる書類をご提出ください。（手渡し不可）</p> <p>※申請時に6か月分提出できない場合は、提出可能な分のみ提出し、以降残月数分については後日提出</p>